

## 平成30年度大阪府相談支援従事者初任者研修（2日課程）募集要項

本研修は、社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会が、大阪府からの指定を受け（指定番号3）、厚生労働省の定めた「相談支援従事者研修事業実施要綱」及び大阪府の定めた「大阪府相談支援従事者研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。

### 1 目的

ケアマネジメントの基本姿勢及び地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の習得を目的とします。

### 2 受講対象者

- ① 指定障がい福祉サービス事業所及び指定障がい者支援施設においてサービス管理責任者として配置されている、あるいは配置予定の者。
- ② 指定障がい児入所施設及び指定障がい児通所支援事業所並びに指定医療機関において児童発達支援管理責任者として配置されている、もしくは配置予定の者。

※ 「相談支援従事者初任者研修5日課程」あるいは「障害者ケアマネジメント従事者養成研修修了者で相談支援従事者初任者研修の1日課程」を修了された方は、本研修を受講する必要はありません。

※ サービス管理責任者もしくは児童発達支援管理責任者として従事しようとする人は、本研修『2日課程』の修了と「サービス管理責任者研修」もしくは「児童発達支援管理責任者研修」の修了が必要になります。

「サービス管理責任者等研修（サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修）」の募集については、大阪府のホームページに掲載されています（<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikiseikatsu/shogai-chiki/sabikankensyu.html>）。

### 3 定員・研修場所・日時

定員：340名

場 所：大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）

大阪市中央区大手前1丁目3番49号

【Osaka Metro谷町線・京阪電車「天満橋」駅 徒歩約7分】

第1日	講義	平成30年12月20日（木） 9：00～17：30 大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）
第2日	講義	平成30年12月21日（金） 9：00～17：00 大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）

※ 詳細につきましては、受講決定時にお送りする受講決定通知でご確認ください。

※ 当日のプログラムによって開始・終了時間が変更になる場合があります。

#### 4 申込方法

① 「応募必要書類確認書」(別紙1)の【必要書類準備確認】で必要書類を確認



② 「受講申込書及び推薦書」(様式1)に必要事項を記入

※ 記入漏れや書類に不備があった場合、申込受付ができません。



③ 「返信用封筒(長形3号 92円切手貼付)」を準備



④ 必要書類の最終確認

「応募必要書類確認書」(別紙1)の【同封確認】を行い、チェック欄にチェックを入れる。

※現在、研修を修了せず暫定的にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置されている方のみ都道府県あるいは市町村の指定権者に提出している誓約書の写し等を準備



⑤ 申込先へ郵送

申込先：〒546-0033 大阪市東住吉区南田辺1丁目9番28号  
大阪市立早川福祉会館内  
社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会  
(研修事務局) 大阪市障がい者相談支援研修センター 宛

締め切り：平成30年10月9日(火) 17:00 ※必着

※ 上記締め切りを過ぎた場合、および郵送ではなく直接持参された場合には一切受付いたしません。

#### 5 受講費用

14,000円(税込)

※ 「振込先」「振込方法」等は、受講決定通知に「振込依頼書」を同封して送付します。

なお、納付済の受講料については、返金できませんのでご注意ください。

※ 領収証の発行はいたしません。金融機関の「お振込控え」等をもって、領収証にかえさせていただきます。

※ 振込手数料は受講者負担にてお願いいたします。

#### 6 複数の研修事業者への申し込みについて

・受講決定は先着順ではありません。

・先に募集している研修事業者へお申し込みされた場合、その受講の可否が決定するまで、次に募集する研修事業者への申し込みをしないようお願いいたします。先に募集している研修事業者から、受講不可通知が届いた時点で、次の研修事業者にお申し込みください。

#### 7 受講者の決定及び通知

・ 受講決定の可否については、同封いただいた返信用封筒で郵送にてお知らせいたします。電話、メール等でのお問い合わせには一切お答えできません。

・ 11月2日(金)までに受講可否の通知が届かない場合は、研修事務局にお問い合わせください。

・ 学則については、当法人の研修ホームページでご確認ください。

【受講者選考について】

- ・ 受講申込者が定員を超えた場合は、「大阪府相談支援従事者研修事業者実施要領」に基づき、以下の順番に優先順位をつけ、上位から順番に受講決定いたします。この場合、先に大阪府内の事業所に配置予定の受講申込者を選考し、定員に余裕があれば他府県の事業所に配置予定の受講申込者を選考します。
- ・ 受講者選考は、受講申込者が事業所に配置（従事）される状況に基づき決定します。  
「配置される予定の事業所について」の欄は必ず配置（従事）予定の事業所に状況を確認のうえ、「受講申込書及び推薦書」（様式1）に記入してください。
- ・ 法人・事業所等代表者は「受講申込書及び推薦書」（様式1）の記載内容を確認のうえ、「推薦欄」に記入、法人印または事業所印を押印してください。なお、推薦が得られない場合は「理由書」欄に必ず理由を記入してください。

- ① 「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第544号）の規程により研修を修了せずサービス管理責任者として配置されている者又は「障害児通所又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成24年厚生労働省告示第230号）（以下「サービス管理責任者等告示」という。）の規程により研修を修了せず児童発達支援管理責任者として配置されている者で、研修を修了しなければサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の要件が満たせない者
- ② 今年度に研修を修了することにより、今年度にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置予定の者のうち1人目の者
- ③ 今年度に研修を修了することにより、翌年度にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置予定の者のうち1人目の者
- ④ サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験を満たしている者で、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の配置・交代が必要になった場合に備え、資格を用意しようとする者
- ⑤ 上記以外の者については、事業の開始予定年度と実務経験の期間を勘案し優先順位をつけるものとする。

※②及び③については、厚生労働省令で定める人員基準により配置が義務付けられている場合は、2人目以降の者も当該順位に該当することとする。  
 その場合、「受講申込書及び推薦書」（様式1）の「申出欄」にその理由を必ず記入してください。  
 記入のない場合、受講決定の際に一切考慮いたしません。

(注) 受講申込者が退職した場合、法人の推薦は取下げとなり、個人申込みの扱いとなります。

8 受講申込・研修受講のキャンセルについて

- ・ 受講申込から受講決定の通知までの期間内に受講申込をキャンセルされた場合、申し込みに係る書類等については、同封されている返信用封筒を用いて全て返却いたします。
- ・ 受講決定の通知以降に研修受講をキャンセルされた場合は、「大阪府相談支援従事者研修事業者指定要綱」に則り、申し込みに係る書類等を保管いたしますので、返却いたしません。

## 9 研修の修了及び修了証書

- 相談支援従事者初任者研修（2日課程）を修了（修了証書を交付）するためには、講義を全て受講する必要があります。  
欠席した場合は、原則として、修了証書を交付できませんのでご注意ください。
- 修了証書の交付については、研修最終日に手渡しにより交付する予定です。
- ※ 10分以上の遅刻または早退、電話使用等の途中退席の場合は欠席とみなします。また、受講態度が著しく不良（途中退席、居眠り、スマホの使用など）の場合は、修了証書を交付いたしません。
- ※ その他、お申し込み内容に虚偽が判明した場合は、修了証書発行後であっても、修了の取り消し等の措置をとることがあります。

## 10 お問い合わせ先

社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会  
（研修事務局）大阪市障がい者相談支援研修センター  
電話：06-6622-1205

- ※ 研修ホームページ お問い合わせフォーム  
（URL：<http://www.supokyo-kensyu.org/offer>）
- ※ 研修に関するお問い合わせは、緊急時を除き、可能な限りメールにて、お問い合わせください。
- ※ お電話でのお問い合わせ受付時間は、土・日・祝日を除く9：00～17：00です。